庄内町からの お知らせ

国民年金学生納付特例制度

20歳になると学生でも国民年 金に加入しなければなりませんが、 前年所得が一定額以下の場合、保 険料の納付を猶予することができ ます。申請する場合は、学生証の 写しか在学証明書を持参し、役場 窓口で手続きしてください。

- ●対象: 学校教育法に規定する大 学(大学院)、短期大学、高等学 校、高等専門学校、専修学校およ び各種学校(修業年限1年以上で ある課程)に在学する学生
- ☆令和2年度に申請された方で、 令和3年度も引き続き在学予定 の方には、4月初めにハガキ形 式の申請書が日本年金機構から 送付されますので、必要事項を 記入し返送してください。
- ☆保険料の納付を希望される場合 は年金事務所にご連絡ください。
- ■問合せ: 鶴岡年金事務所 ☎0235-23-5040、税務町民 課町民係☎0234-42-0133

「成年後見制度」を 知っていますか?

認知症や障がいにより判断能力 が不十分となり、財産管理や契約 すること等が困難となった方を保 護・支援する制度です。

[法定後見制度]

家庭裁判所に申立てをすること で、成年後見人等が選ばれる制度 「仟意後見制度」

将来に備え、後見人になってもら いたい人に、代わりにしてもらいた いことを契約で決めておく制度 ※詳細は問合せください。

■問合せ:保健福祉課高齢者支援 係☎0234-43-0490、 福祉係☎0234-43-0818

在宅酸素療法者助成 医療機関通院交通費助成

10月分から3月分までの受付 を行います。

在宅酸素療法者助成

- ●対象:呼吸器機能障害による身 体障害者手帳(1級および2級 を除く)を所持し、医師の処方 により在宅酸素療法を行ってい る方
- ●提出書類:支給申請書(入院や 施設入所等の療法休止期間を伺 います)
- ※以下は新規の場合のみ必要 登録申請書、使用指示書(医療 機関の証明が必要) または使用証 明書 (機器業者の証明が必要)

医療機関通院交通費助成

- ●対象:次のいずれにも該当する方 ①人工透析療法を受けるため、 医療機関に交通機関(自家用 車を含む。医療機関の送迎車 は除く) を利用して通院して いる方
- ②本人および同居生計中心者の 令和元年分所得税非課税世帯 の方(19歳未満の扶養者の計 算については平成22年分以前 の計算方法を適用)
- ③生活保護法等他の法令により 通院交通費の給付を受けてい ない方
- ●提出書類:申請書(自家用車の 場合は、片道の距離が必要)、 医療機関通院報告書 (通院先医 療機関での証明必要) など

【共通事項】

- ●提出期限: 4/2金必着
- ●持ち物:身体障害者手帳、印鑑 ※前回該当した方にはすでに書類 を送付しています。新規で助成 を受ける方は、保健福祉課であ らかじめ書類を受け取り、医療 機関か機器業者より証明を受け てください。
- **問・提出先**:保健福祉課福祉係

20234-42-0146

障がいのある方に対する軽自 動車税(種別割)の免除

障がいのある方が所有する軽自 動車等で、一定の要件に該当する 場合は、申請により軽自動車税 (種別割) の免除を受けることが できます。

●対象:

身体障害者手帳、療育手帳、精 神障害者保健福祉手帳、戦傷病 者手帳のいずれかの交付を受け ている方で、特定の区分・級に 該当する方

※詳しい障がいの区分、級別等は 問合せください。

●車検証の名義人:

対象者本人名義の軽白動車等 (対象者が18歳未満の場合は、 同居し生計を同じくする方の名 義でも可)

- ●受付: 3/16火~4/30金 ※5/1 出以降提出の場合は減 免できません。
- ●申請場所: 税務町民課住民税係、 立川総合支所総合支所係
- ●持ち物:自動車検査証の写し、 運転免許証(運転する方)、障 害者手帳、軽自動車税(種別 割)納稅通知(4/15休)頃発送 予定)、マイナンバーカードま たは通知カード、印鑑
- ■問合せ:税務町民課住民税係 **2**0234-42-0144

楯山公園クリーン作戦に ご協力ください

桜の開花に先立ち、公園内を清 掃しましょう。

- ●日時: 4/4回 6:30~1 時間程度
- ●場所: 插川公園
- ●内容:公園内のゴミ、落ち葉拾 い(軍手は各自ご持参ください。 また運搬用台車(一輪車)のある 方はご持参ください)
- ■問合せ:町観光協会(商工観光

課観光物産係内) **2**0234-42-2922

社会体育施設に関するお知らせ

一部の社会体育施設が4月1日から指定管理に移行します

<移行する体育施設>

- ①庄内町体育センター ②庄内町体操センター
- ③庄内町南野グラウンド ④庄内町笠山グラウンド
- ⑤庄内町笠山グラウンドゴルフ場 ⑥庄内町テニスコート
- ⇒ (一社) 庄内町総合型スポーツクラブ コメっちわくわくクラブが、 これまでの9つの指定管理施設を含めた合計15施設の管理・運営を 行います。



町立社会体育施設の新年度予約受付

●4/1休~4/16<

金利用分の受付:3/16

以開始

(窓口受付) 8:30~ (電話受付) 9:00~

※4月17日出以降の予約は、利用日の1カ月前から可能です。

(大会・練習試合等は、3カ月前から)

	対象施設	予約先
指定管理施設	八幡スポーツ公園(総合体育館、屋内多目的運動場、ほたるドーム、サッカー場、ソフトボール場、多目的広場)、余目グラウンド、武道館、相撲場	総合体育館 ☎ 0234-43-3347
	く以下の施設は令和3年度より予約先が変更となります>体育センター、体操センター、南野グラウンド、笠山グラウンド**(野球場、グラウンドゴルフ場)、テニスコート	※笠山グラウンドは、残雪や 芝の状況を見てオープン日 を決定します。
町直営施設	清川体育館、清川グラウンド	清川公民館 ☎0234-57-2211
	立谷沢体育館、立谷沢グラウンド	立谷沢公民館 ☎0234-59-2211

前田野目グラウンドゴルフ場「ひだまり」の新年度予約受付

●4/2**金~7/2金利用分の受付**:4/2**金**開始 (窓口受付) 8:30~ (電話受付) 9:00~

※7月3日出以降の予約は、利用日の3カ月前から 可能です。

■予約先:前田野目農村公園グラウンドゴルフ場 「ひだまり」

20234-44-4010

※詳しくは、八幡スポーツ公園HPをご確認ください。

■問合せ:社会教育課文化スポーツ推進係☎0234-43-0194

4/2金 オープン予定







▲八幡スポーツ公園HF